

(1) 緑の基本計画について

緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条（巻末参考資料①）を根拠法とする、市区町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像・目標・施策などを定める基本計画です。計画策定により、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

また、緑の基本計画に都市公園[※]の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。（都市公園法第 3 条第 2 項）

全国の市区町村の緑の基本計画策定状況は、50.4%（策定中含む、平成 29 年 3 月時点。中核市の状況は 54 市全てで策定済み。）となっており、各市区町村が地域の実情を踏まえた独自の計画を作成しています。

都市緑地法で定めている、基本計画に関する概要は以下の通りです。

- 市区町村が策定する。（内容は市区町村の自主性に委ねられる。）
- 策定の際には、公聴会[※]の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 計画は公表するよう努めること。
- 計画に記載する内容

【必須項目】 緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

【その他の項目】 都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の方針に関する事項 ほか

(2) 現行「松江市緑の基本計画」について

①「松江市緑の基本計画」について

松江市では、平成 18 年度に現行の「松江市緑の基本計画」（計画期間：平成 19 年度～平成 39 年度）を策定しました。現行計画策定時は市町村合併直後のタイミングでもあり、従前の旧松江市緑の基本計画・旧玉湯町緑の基本計画・旧宍道町緑のマスタープランを一本化する形で計画されました。また、前述の都市緑地法では、主として都市計画区域[※]を対象とするよう定められていますが、現行計画では都市計画区域以外についても、緑地保全・公共公益施設の緑化、民有地緑化などに関する事項も含めるため、市域全体の目指す方向性を示しています。

計画で定める基本方針では、都市全体の将来像について「**水と緑に描かれた、歴史と暮らしの生きるまち**」を掲げ、先人からの歴史と現代人の暮らしがいきいきとしている様子が、水と緑の風景から感じられるようなまちを目指しています。施策については、「身近な緑の核をつくる」、「身近な緑のネットワークをつくる」、「緑のまちなみをつくる」、「緑を支える仕組みをつくる」を 4 本柱として施策体系を設定しています。

現行計画策定の平成 18 年度以降から現在までの、施策毎の主な経過及び実績については、別表の通りです。

②「旧東出雲町緑の基本計画」について

平成 17 年度に旧東出雲町において「東出雲町緑の基本計画」を策定しています。計画では「**緑の創造ベストバランスのまち東出雲**」を掲げ、施策体系の設定や目標水準を定めています。その後、平成 23 年度に松江市と合併したため、今回の「松江市緑の基本計画」改定では、東出雲地域についても計画範囲に含めていきます。

「公園と緑の再生」を中心とした緑づくり

<p>身近な緑の核をつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な公園の整備（再整備を含めて） ●都市公園の指定（都市緑地・都市林） ●地域制緑地[※]の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地域[※]の指定（法で保全） ・緑地保全区域、山なみ等自然緑地景観形成地域の指定（条例で保全） ・保存樹林の指定
<p>身近な緑のネットワークをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路および河川の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行快適性、安全性、管理面に配慮した街路樹の整備 ・親水性や自然環境に配慮した河川緑化の整備 ・緑道の整備
<p>緑の街並みをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道緑化、壁面緑化、屋上緑化の推進 ・学校緑化（子どもたちによる緑化、ビオトープ[※]等）の推進 ●民有地緑化（民家、商店街、事業所等） <ul style="list-style-type: none"> ・沿道緑化、壁面緑化、屋上緑化の推進 ・空地を活用したポケットスペース等の整備 ・建築協定、地区計画、まちづくり協定等の推進 ・助成制度等の検討 ●保存樹[※]の指定
<p>緑を支える仕組みをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO団体・ボランティア団体等へのサポート <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度等の検討 ・市民団体の育成 ●行政と市民の協働・役割分担による緑化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の管理の協働・分担 <ul style="list-style-type: none"> （行政＝ボランティア団体等の市民への委託と評価） （市民＝管理作業の受託と作業に対する責任） ・緑の活動を盛んにする協働・分担 <ul style="list-style-type: none"> （行政＝ボランティア団体等が活動を紹介する機会づくり 市民が参加しやすい仕組みづくり） （市民＝ボランティア団体等は活動を企画・実行 市民は楽しみながら、できることから活動に参加） ●緑に関する普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやHPによる広報 ・コンクールや表彰などによる意識啓発 ・イベントや学校活動等としての体験活動

施策の柱	施策項目	経過及び実績 (H19～H31)																																			
身近な緑の核をつくる	都市公園の整備	<p>松江市公園施設長寿命化計画※(H26～H35)の経緯(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公園数</th> <th>遊具・施設数</th> <th>事業費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">①松江市都市公園における安全・安心の推進計画(H24～H26)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23箇所</td> <td>30基(楽山公園トイレ1棟)</td> <td>80,228</td> <td>40,112</td> </tr> <tr> <td colspan="5">②松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第1期〕(H24～H28)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27箇所</td> <td>31基(楽山公園トイレ1棟)</td> <td>89,951</td> <td>44,975</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第2期〕(H29～H31)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17箇所</td> <td>20基(北公園複合遊具外)</td> <td>69,896</td> <td>34,948</td> </tr> </tbody> </table>		公園数	遊具・施設数	事業費	補助額	①松江市都市公園における安全・安心の推進計画(H24～H26)					計	23箇所	30基(楽山公園トイレ1棟)	80,228	40,112	②松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第1期〕(H24～H28)					計	27箇所	31基(楽山公園トイレ1棟)	89,951	44,975	③松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第2期〕(H29～H31)					計	17箇所	20基(北公園複合遊具外)	69,896	34,948
		公園数	遊具・施設数	事業費	補助額																																
	①松江市都市公園における安全・安心の推進計画(H24～H26)																																				
	計	23箇所	30基(楽山公園トイレ1棟)	80,228	40,112																																
②松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第1期〕(H24～H28)																																					
計	27箇所	31基(楽山公園トイレ1棟)	89,951	44,975																																	
③松江市都市公園における安全・安心の推進計画〔第2期〕(H29～H31)																																					
計	17箇所	20基(北公園複合遊具外)	69,896	34,948																																	
都市公園の指定	<p>都市公園の箇所数・面積の比較 (H19.3.31→H31.3.31)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">H19.3.31</th> <th colspan="2">H31.3.31</th> <th colspan="2">増▲減</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>118</td> <td>194.62</td> <td>153(19)</td> <td>214.78(17.2)</td> <td>35</td> <td>20.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は、東出雲町に設置されている公園 (H23.8 松江市と合併)</p>	H19.3.31		H31.3.31		増▲減		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	118	194.62	153(19)	214.78(17.2)	35	20.16																		
H19.3.31		H31.3.31		増▲減																																	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)																																
118	194.62	153(19)	214.78(17.2)	35	20.16																																
地域制緑地の指定	・平成18年度以降、指定はありません。																																				
身近な緑のネットワークをつくる	<p>道路および河川の緑化</p> <p>・松江市街路樹適正化計画の策定</p> <p>平成31年3月、街路樹がより健全に美しく生育できる環境と安全で快適な道路空間・歩行空間が両立するよう、持続可能な維持管理体制の確立を目的とし、旧松江市内(街路樹約10万3000本)における街路樹適正化計画を策定しました。基本理念として、「緑にやさしい管理」、「人にやさしい街路樹」、「歴史ある風景を守る」、「市民とともに」の4点を掲げ、管理方針を定めています。なお、旧町村部については、台帳を整備し今後検討します。</p> <p>管理方針：①安心して通行できる樹木の管理②地域の皆さんとの共創③年1度の剪定による美しい樹形の保全④樹木を枯らさない・必要以上に増やさない・減らさない</p>																																				
緑のまちなみをつくる	<p>公共施設緑化</p> <p>・平成21年度市街地緑被率※調査</p> <p>現行の松江市緑の基本計画の中で行った現況調査では、市街地について城山や楽山、周辺の丘陵地を除き、まとまった緑が少なく、市民の意識調査でも「身近な緑が少ない」との意見が出ています。このことを踏まえ現況の市街地緑被率を調査、分析、目標設定を行い、今後の松江市街地の緑地保全、緑化推進施策を検討しました。</p> <p>・平成23年度 市役所庁舎駐車場の一部緑化工事を実施</p> <p>20区画(約150㎡)をモデルケースとして実施しました。</p> <p>・平成19年度～市役所庁舎・環境センター・公民館等で緑のカーテンを実施</p>																																				

		<p>各職場単位で松江環境会議からゴーヤの苗を受領又は独自で種を準備して実施しています。松江環境会議苗配布実績 平成 30 年度 中学校 88 本、小学校 76 本、幼稚園 129 本、保育所 563 本、市施設 180 本(苗 3~4 本で一窓を被覆できる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度~3 箇所の小学校でビオトープ整備 <p>佐太小平成 19 年 9 月、法吉小平成 23 年 11 月、大谷小平成 27 年 10 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度~平成 25 年度 小学校屋外運動場芝生化事業実施 <p>平成 21 年度 3 校、22 年度 7 校、23 年度 6 校、24 年度 5 校、25 年度 1 校 合計 22 校で実施しました。(全 34 校中 22 校実施 : 65%)</p>
	民有地緑化(民家、商店街、事業所等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度~26 年度 屋上緑化等補助金交付事業 <p>個人や事業所の申請 13 案件で実施。合計施工面積 673.4 m²に対して、5904 千円を補助しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江まちかどほっとスポット整備事業→ごみ減量貯金箱還元金交付事業 <p>平成 18 年度~21 年度 まちかどほっとスポットとして認定した花壇に対し、花壇面積に応じた上限額の範囲の必要物資を現物支給しました。平成 21 年度末に本事業は廃止しています。</p> <p>平成 22 年度~平成 29 年度 ごみ減量貯金箱の制度で花、苗の購入費を助成しました。(城東都市緑地、市道米子町大橋川線沿いなど)</p>
	保存樹の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月東出雲町揖屋の大空の山桜が県指定文化財(天然記念物)に指定 ・舟つきの松(元市指定文化財 平成 20 年 12 月指定解除) <p>枯損のため、2 世松の育成業務を実施中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉湯小のセンダン(市指定文化財・天然記念物) <p>小学校移転に伴い、活用方法を検討中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千手院の枝垂れ桜 <p>緑地保全事業補助金にて、H22 年度・H27 年度に、保護のための支柱更新や、台風被害による復旧をしています。</p>
緑を支える仕組みをつくる	NPO 団体・ボランティア団体等へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護活動 <p>公園周辺の町内会・自治会・老人会・婦人会・子ども会等により公園愛護団体を結成し、除草及び施設の点検を行ってもらう活動です。また、それぞれの公園面積に応じて、報償金を支払っています。NPO として加入している団体は、特定非営利活動法人もりふれ倶楽部、NPO 法人起志、あだかえグリーンキーパーズの 3 つとなっています。</p> <p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回以上の除草作業 ・年 1 回以上の施設(遊具等)点検 <p>[公園愛護活動の団体数(実績)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25 年度は、119 公園・86 団体

	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 年度は、132 公園・96 団体 ・ H27 年度は、134 公園・95 団体 ・ H28 年度は、141 公園・100 団体 ・ H29 年度は、147 公園・102 団体 ・ H30 年度は、151 公園・105 団体 <p>H25 年度以降の活動公園数は 3 2 増えるとともに、団体数も 1 9 増える結果となっています。ここ数年では、高齢化により愛護団体を解散する自治会が増えており、課題となっています。</p>
行政と市民の協働・役割分担による緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ まつえ環境市民会議 <p>市民・事業者・行政が協力して、一人ひとりが身近な環境活動を実践するために設立された市民組織です。自然環境の保全・ごみの減量・地球温暖化防止・環境教育の推進、これら4つを基本理念とし、植樹活動や清掃活動、グリーンカーテン推進活動、体験型環境学習会等の活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の森再生事業〔環境基本計画〕（農林基盤整備課） ・ 松江の森づくり事業（農林基盤整備課） ・ 忌部水源の森づくり交流会（上下水道局・農林基盤整備課）
緑に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ しまね景観賞 <p>地域の景観づくりに特に貢献していると認められるものについて表彰することにより、快適で文化の薫り高いふるさと島根の景観形成に資することを目的としています。第15回（H19）では、まち・みどり・活動部門にて、「上乃木のけやき通り」が選出されました。地域での落ち葉拾いや、花壇の手入れなどを地元自治会が活動するとともに、落ち葉を腐葉土として再利用したことで、受賞しています。</p> <p>また、第17回（H21）では、「玉湯川の桜並木」が温泉街のシンボルとして、全国的に知られていることから推奨賞を受賞しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の少年団 <p>昭和 35 年に「グリーンスカウト」として結成を呼びかけたことで始まった緑の少年団は「緑を愛し、緑を守り・育てる」という目的で、学習会や体験活動を実施しており、現在、県内小中学校単位で 113 団（松江市内は、14 団）が加入しており、「緑の募金」から活動を支援しています。</p> <p>活動内容としては、学習活動、奉仕活動、緑の募金活動、野外活動、島根県緑の少年団活動発表大会及び交流集会、緑の少年団の結成などがあります。</p>

(3) 都市緑地法・都市公園法の一部改正について

現行の「松江市緑の基本計画」策定以降、緑の基本計画に係る「都市緑地法」と「都市公園法」が改正されています（平成 29 年 6 月改正）。主な改正点の 3 項目を説明します。

① 緑の基本計画の拡充（都市緑地法第 4 条）

公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストック（整備した公園施設）の適正管理の重要性が増しています。また、都市緑地・市街化区域*内の農地の継続的な減少により、都市における農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっています。以上のことから、緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市における農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市における農地の計画的な保全を推進するものです。

○計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加） 【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区*内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区*内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域*、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

② 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設（都市公園法第 5 条）

都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進していくことが必要です。民間活力による新たな都市公園の整備手法として、公園の再生・活性化を推進するために、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。

公募設置管理制度とは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。都市公園法運用指針（国土交通省作成）では、緑の基本計画等において民間活力を活用した都市公園の整備、管理の方針等を整理するよう求めています。

●公募設置管理制度（Park-PFI）の特例措置について

【条件】園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと。

特例 1：設置管理許可期間の特例（従来 10 年間まで→20 年間まで延長）

特例 2：建ぺい率※の特例（従来は公園面積の 2%まで→12%まで拡大）

特例 3：占用物件の特例（自転車駐輪場、看板、広告塔を設置可能）

〔図：公募型設置管理制度を活用した公園整備イメージ〕



都市公園法運用指針（第 3 版）抜粋

「公募設置管理制度と緑の基本計画等との整合について」

公募設置管理制度の適用に当たっては、緑の基本計画などの都市の緑とオープンスペースの整備、保全等に関するマスタープランや当該都市公園の特性や中長期的な整備・管理の方針等との整合を図り、公募の目的や求める施設の機能を明らかにすることが望ましい。

③公園の活性化に関する協議会の設置（都市公園法第 17 条）

都市公園は、設置される場所や周辺環境等によりその特性や機能が異なるものであり、地域において求められる役割も多様です。一方、近年、スポーツや自然との触れあい、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化など公園利用者のニーズの多様化に対して、十分そのポテンシャルを発揮できていない都市公園が散見されます。

都市公園を効果的に整備・管理・活用し、持続的にその魅力を向上させていくために、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会を組織することができることとなりました。また、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないとされています。

緑の基本計画においても、この公園の活性化に関する活用方針について検討する必要があります。

●松江市普通公園条例、松江市農山漁村公園条例の一部改正（平成 30 年 3 月）

松江市の普通公園及び農山漁村公園においても「協議会」を設置することができます。

(4)「松江市緑の基本計画」策定の考え方(方向性)について

①「松江市緑の基本計画」改定の主旨

現在、現行「松江市緑の基本計画」(計画期間：平成 19 年度～平成 39 年度)と旧「東出雲町緑の基本計画」(計画期間：平成 17 年度～平成 37 年度)の策定後、10 年以上が経過しています。

この間の緑を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、今年度緑の基本計画を改定することで、松江市の「みどり」が現在置かれている状況から、今後 10 年間の緑に関する施策を進めていくことができます。今回の改定の主旨は以下の通りになります。

1. 本市の人口動向(少子高齢化)、みどりを取り巻く状況(公園整備状況、気象環境、大規模災害、市財政状況など)や市民ニーズ(市民意識アンケートの意見など)の傾向を踏まえた改定を行う。
2. 上位計画にあたる「松江市都市マスタープラン※」の改定(平成 30 年 3 月)や、関連する計画(松江市景観計画※、松江市街路樹適正化計画など)を踏まえた改定を行う。
3. 都市緑地法・都市公園法の「緑」に係る法制度の改定を踏まえる必要から改定を行う。
4. 東出雲町(平成 23 年 8 月に松江市と合併)を含めた市内全域の「みどり」を対象とした改定を行う。

●都市緑地法による「緑地」の定義について(都市緑地法第 3 条)

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地(農地であるものを含む。)が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

●今回改定の基本計画で用いる「緑」と「みどり」の定義について

「緑」：樹木・草花などの「植物の緑」や都市緑地法で定義する「緑地」

「みどり」：上記「緑」に加えて、公園や広場、学校などの「公共空間」、各家庭の庭や工場事業所などの「民間の緑の空間」、そして、そこに息づく様々な「生き物」、まちの歴史や文化を醸し出す「緑のある景観」などを含む、多様な意味を総合した広義の「自然的空間」

●「緑地」の分類については、巻末参考資料⑤を参照。

②計画の基本的な考え方(方向性)

今回の基本計画の改定にあたっては、主に以下の 3 つの視点から検討を進めたいと考えています。

1. 「緑の量」から「みどりの質」への転換

現行の基本計画では、「緑の量」の確保に重点をおいた内容としていました。しかし、公

園を例に挙げると、都市公園など一定程度整備が進む一方、施設の老朽化による維持管理の課題や市民ニーズの変化等により、公園本来の機能を十分に発揮されていない場合も見受けられ、今後は緑の「量」を増やすだけではなく、みどりの「質」に着目して、本来緑のオープンスペースが持つ「多機能性」を引き出すことを重視していく必要があると考えています。

【みどりが持つ機能とは】

環境改善、水環境保全、生き物の生息、防災・減災、地域コミュニティ育成など

2. 市民・地域団体・NPO・事業者・行政との共創・協働の推進

松江市のみどりを適切に保全し、緑化の推進に関する施策や取組みを展開していくためには、官民が一体となり、様々な主体が関わる必要があります。そのためには、既存の公園愛護等の地域活動団体や、民間事業者も含めた地域コミュニティとの連携が不可欠です。地域性を活かし、市民・地域団体・NPO・事業者・行政との協働による取組みを推進することで、みどりに関わる機会が増え、市民の意識が高まり、今後みどりの担い手を拡大することにもつながるものと考えています。

【協働の役割分担の例】

市民：民有地の緑化、維持管理活動への参加(公園愛護活動など)

事業者：事業所の緑化、CSR活動(自主的に社会貢献を行う活動)の推進

NPO：環境イベントの実施、維持管理活動への参加

行政：公共施設の緑化、公園の整備、支援策の実施

3. 地域の状況に即した緑地の保全・緑化の推進

松江市域は、各地域ごとに人口や土地利用状況など地域の特性があります。そのため、みどりを取り巻く状況についても地域制を考慮する必要があります。今回の基本計画では、松江市都市マスタープランの地域区分に基づく16地域について、緑の拠点等を設定していくことを考えています。

以上の主な考え方3点を踏まえて、今回改定の「松江市緑の基本計画」については、次に挙げる施策体系(案)をベースとして進めていきたいと考えています。

別紙「施策の体系(案)」

4. 計画期間

本「緑の基本計画」の計画期間は、2020年から2030年までの10年間とします。毎年の進捗管理を行い、中間年次(2025年)には検証を行い、計画の実効性を高めていきます。

(5) 市民意識アンケートの実施について

① アンケートの趣旨・目的

公園やその他の緑に対する市民の意見を計画作成の参考とするため、アンケート調査を行うものです。アンケートの構成としては、「みどりの量・質に関する意識」、「みどりのまちづくりに関する意識」、「公園に関する意識」、「市のみどり施策に関する意識」の主に4つを大きなテーマとします。それぞれの項目から調査した市民意識は、計画策定にあたっての課題の抽出や目標の設定に反映します。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用検討のため、公募対象公園施設の市民ニーズ調査も盛り込んでいきます。

③ 対象者の考え方

松江市新行政情報システム登録の住民データより、町丁目別・公民館区別・性別・10代別に無作為に抽出した、松江市に在住している18歳～79歳までの2000人の方を対象としています。

③ 質問項目（案）

別紙アンケート調査票の通りです。

④ アンケート調査のスケジュール（予定）

- ・実施期間：7月8日（月）～7月29日（月）
- ・回収期間：7月30日（火）～8月9日（金）

(6) 今後のスケジュール

今後、市民アンケートを実施し内容を分析します。同時に現況調査・解析・課題の整理を行い、施策体系の作成・目標値等を設定します。これらの内容を取りまとめたものを次回策定委員会の中でお示ししていきます。

7月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回策定委員会（本日） ○市民アンケート送付 ○「2019 松江 共創・協働マーケット」への出店
8月	○市民アンケート回収
9月	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>○アンケート集約・分析</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>アンケート結果の提示</p> <p>基本計画素案の検討</p> </div> </div>
10月	
11月	●第2回策定委員会
12月	○パブリックコメント実施（30日以上）
1月	○パブリックコメント終了
2月	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>●第3回策定委員会</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>パブリックコメント結果の 検証と基本計画への反映</p> </div> </div>
3月	○新「松江市緑の基本計画」公表

参考資料①：都市緑地法第四条抜粋

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

２ 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

四 特別緑地保全地区^{*}内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項

六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七 緑化地域における緑化の推進に関する事項

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

３ 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

４ 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

参考資料②：都市計画法抜粋

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

参考資料③：都市公園の種類

(出典：ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン)

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝 緑地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

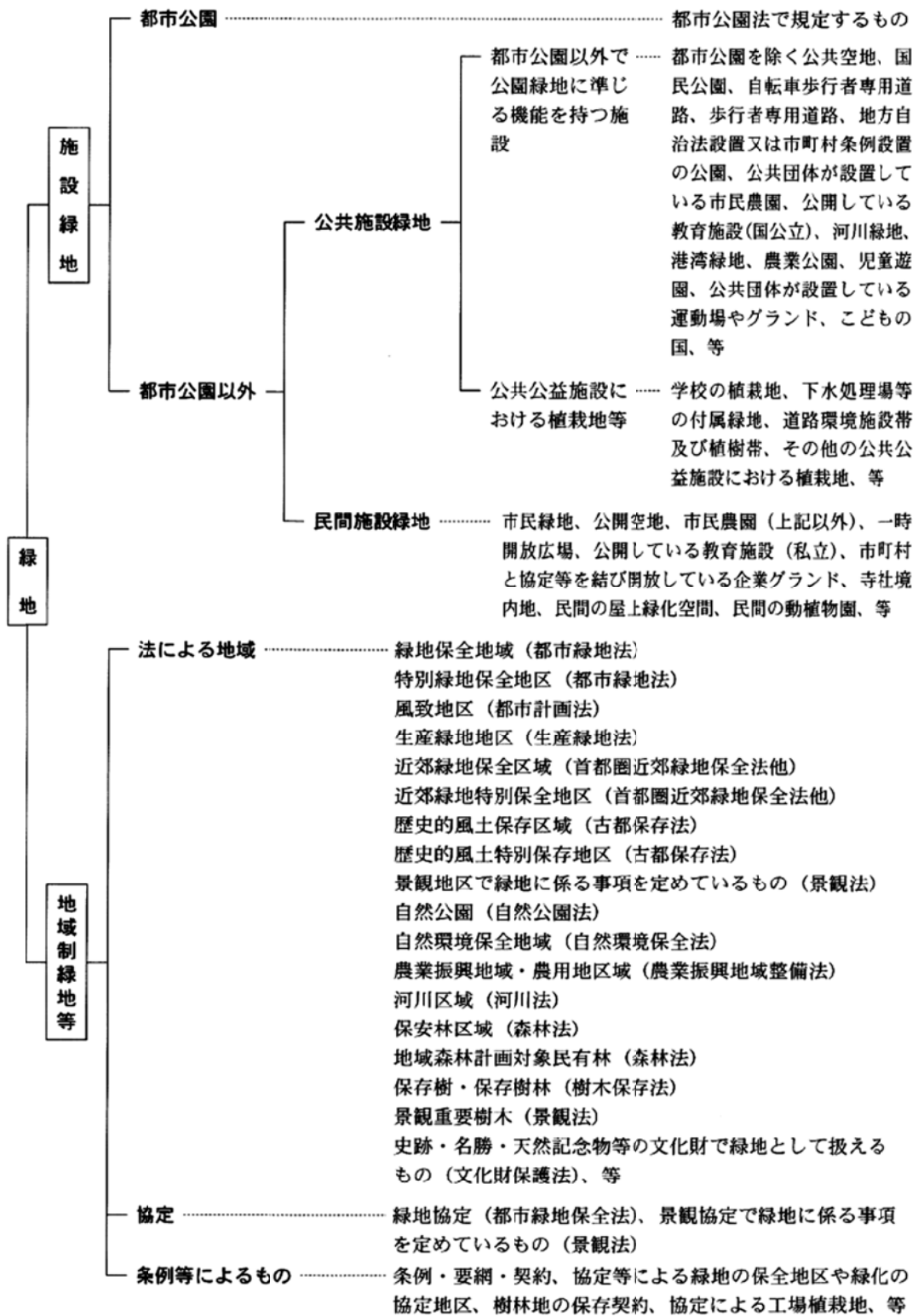
参考資料④：都市公園法抜粋

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

参考資料⑤：緑地の分類

(出典：新編 緑の基本計画ハンドブック)



【用語集】

け

〔建築協定〕

建築基準法第 69 条などに基づくもので、建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するもの。

〔建ぺい率〕

敷地面積に対する建築面積の割合。

こ

〔公園施設長寿命化計画〕

地方公共団体等による長寿命化計画に基づく都市公園の計画的な維持管理の取り組みを支援するための、公園施設の長寿命化計画に関する基本的な考え方。

〔公聴会〕

特定の事案に対して、利害関係人など一般の意見を聴取する会合のこと。

し

〔市街化区域〕

都市計画法で定める「すでに市街地を形成している区域」および「おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。

〔児童福祉法〕

児童福祉を保障するためにあらゆる児童がもつべき権利や支援が定められた法律。

せ

〔生産緑地〕

生産緑地制度の対象となる土地又は森林のこと。また、市街化区域内にある農地等のこと。

〔生産緑地制度〕

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度。

ち

〔地域制緑地〕

特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、生産緑地地区等の緑地を総称したもの。

〔地区計画〕

地区レベルでのまちづくり計画であり、ある一定のまとまりを持った地区を対象として、建築物の用途・形態等に関する制限や、道路・公園等の地区施設の配置等について、地区の特性に応じ、きめ細かく定めることができる計画のこと。

と

〔都市公園〕

都市計画法第 4 条第 6 項に規定する、都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。松江市での公園数は、平成 31 年 4 月 1 日現在 153 公園。

と

○「都市公園」以外の公園について

●松江市普通公園：都市公園法第2条第1項に規定する都市公園以外の公園及び緑地並びに※児童福祉法に規定する児童遊園で、他の条例に定めのないもの。平成31年4月1日現在181公園。

●松江市農山漁村公園：本市の農山漁村地域における生活環境の改善を図るため、日常的な休養・余暇活動及び地域交流活動の拠点として設置するもの。平成31年4月1日現在51公園。

●児童遊園地：交通事故から幼児・児童を守り、安全な遊び場を通じて健全に育成するための施設として、主に町内会・自治会において設立し、管理運営を行っているもの。平成31年4月1日現在72公園。

〔都市計画区域〕

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたもの。

現行の松江市では、旧松江市、東出雲町・宍道町・玉湯町の一部が該当する。

〔都市緑地〕

都市空間において、休養・休息・運動・遊戯・災害防止などの用に供している施設をいう。

〔特別緑地保全区域制度〕

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。（都市緑地法第12条）

ひ

〔ビオトープ〕

地域で野生の生き物が暮らす場所。

ここでは、環境教育の一環で取り入れられてきた人為的に再生された自然生態系の観察モデルのこと。

ほ

〔保存樹〕

都市の美観・風致を維持するための保全を図る、市街地内に残存する良好な樹木および樹林。

ま

〔まちづくり協定〕

緩い法規制による土地利用の混乱や住環境の悪化を防ぐために、地区の特性や実状を柔軟に反映できるまちづくりの手法として、住民同士や住民組織等と自治体等との間で締結するもの。

ま

〔松江市都市マスタープラン〕

土地利用、都市施設の整備など、概ね今後 10 年間のまちづくりの基本的な方針となる計画のこと。この計画に基づいて、人口減少時代に対応した持続可能なまちづくりを進めていくもの。

〔松江市景観計画〕

景観法に基づく景観形成の方針や基準などを示すもの。また、市全域を「松江市景観計画区域」として定め、ゆるやかな規制・誘導を行っている。

り

〔緑地保全地域制度〕

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。（都市緑地法第5条）

〔緑被率〕

一定の広がり地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つ。